

3.1.4 安全裕度評価

安全裕度評価では、第 4 回届出書の評価時点で特重施設の運用を開始したことを踏まえ、地震、津波、地震及び津波の重畳に対し、特重施設の主たる機能である炉心損傷後の格納容器破損防止機能に着目した評価を実施した。

また、第 4 回届出書の評価時点以降、評価結果が変わるような大規模な工事は行っていないため、改めて調査、分析又は評定をする必要がなく、第 4 回届出書の評価結果の改訂は行っていない。

なお、第 4 回届出書にて、炉心損傷防止対策を含む特重施設の重大事故等への活用を踏まえた評価及び第 1 回届出書で実施した評価（地震及び津波随伴事象、その他の自然現象、号機間相互影響評価並びに事象進展と時間評価に関する評価）については玄海 4 号機第 6 回届出時に評価を実施するとしていたが、地震本部の知見を反映した評価が必要であることから、設置変更許可の審査状況などを踏まえ、実施時期を検討する。